

平成29年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第4号）

平成29年9月21日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 認定第 1号 平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について
- 第 2 認定第 2号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 3 認定第 3号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 4 認定第 4号 平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 5 認定第 5号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 6 認定第 6号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 7 認定第 7号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 認定第 8号 平成28年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について
- 第 9 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第23号 御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 第14 議案第24号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第25号 御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 蕙 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君
5番 福永 啓 君 7番 藤川 博和 君
8番 池田 浩二 君 9番 塚本 勝紀 君
10番 田中 隆敏 君 11番 沖 徹信 君
12番 井本 昭光 君 13番 岩田 重成 君
14番 田端 幸治 君

3 欠席議員（1人）

6番 田上 忍 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 惠典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福祉課長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建設課長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。6番、田上忍議員より欠席の申し出がっております。

9款、教育費について説明を求めます。

○学校教育課長（坂本朋子君） それでは、学校教育課の決算について御説明いたします。202ページをお開きください。9款、教育費。1項、総務費。1目、教育委員会費です。支出済額100万3,480円です。主なものとして、1節、報酬、教育委員4名の報酬31万2,400円、次のページをお願いします。19節、負担金補助及び交付金、郡連絡協議会負担金65万2,000円です。

同じく204ページ、2目、事務局費です。支出済額5,667万5,671円です。支出の主なものとしては、職員人件費と8節、報償費、スポーツ環境整備コーディネーター謝金、これは小学校運動部活動の社会体育移行のための謝金で、9万7,800円。次のページをお開きください。18節、備品購入費、昨年度熊本地震の後に寄附金の趣旨に添って各校に設置したAED購入費187万9,200円となります。

208ページをお開きください。3目、教育振興費です。支出済額499万9,869円です。主に中学校を中心に派遣しているALTと呼ばれる外国語指導助手に係る経費です。昨年7月末をもってALTが交代し、2学期から業者委託のALTとなりました。主なものとして、1節、報酬、外国語指導助手報酬120万円、13節、委託料324万円となっています。

次に、2項、小学校費。1目、学校管理費です。支出済額2億616万7,847円です。主に、小学校に配置してある職員人件費と各小学校運営費となります。主なものとして、1節、報酬、各校に配置してある非常勤職員の報酬6名分912万2,820円、特別支援教育支援員報酬9名分、1,138万1,000円、217ページをお願いします。13節、委託料、各校受入施設改修工事に伴う設計監理委託料1,032万1,897円、熊本地震に係る七滝中央小学校運動場の地滑り対策の測量設計委託料266万5,440円、同じく、七滝中央小学校運動場の施設調査委託料456万7,391円。219ページをお願いします。15節、工事請負費、次のページをお願いします。各校受入施設改修工事請負費420万3,630円、熊本地震に係る各小学校工事請負費、これは災害復旧に係らない、比較的軽易な工事となっております。6校分726万121円となります。

次に222ページをお願いします。2目、教育振興費です。支出済額3,778万9,741円です。主なものとして、13節、スクールバス委託料1,743万3,983円。内訳として、七滝中央小学校分が1,424万7,143円、滝尾小学校分が318万6,840円となっております。また、熊本地震により滝尾小学校が御船中学校に仮設されたことで運行した臨時のスクールバス委託料871万5,600円となります。次のページをお願いします。20節、扶助費811万4,937円です。内訳は、従来の要保護・準要保護就学援助費67名分、340万2,566円に加えて、熊本地震で

被災した児童の世帯に対する就学援助費75名分、404万911円を支出しました。

次に、3項、中学校費。1目、学校管理費です。支出済額1億10万7,980円です。主に職員人件費及び中学校運営費となります。主なものとして、1節、非常勤職員報酬2名分、262万520円、特別支援教育支援員報酬6名分、735万6,000円。次のページをお願いします。給食受入施設改修事業設計監理委託料573万1,560円、次のページをお願いします。15節、工事請負費、給食受入施設改修工事費3,963万6,000円です。

続いて、2目、教育振興費です。支出済額1,687万6,391円です。主なものとして、13節、委託料、スクールバス運行委託料481万7,700円。次のページをお願いします。19節、負担金補助及び交付金の通学用定期券購入費負担金229万2,900円、20節、扶助費777万7,146円です。内訳は、従来の要保護・準要保護就学援助費39名分、356万931円に加えて、熊本地震で被災した生徒の世帯に対する就学援助費46名分、398万8,980円です。

3項、中学校費は以上となります。

○社会教育課長（宮川一幸君） それでは、社会教育課の説明をいたします。今の続きになります。230、231ページです。5項、社会教育費。1目、社会教育総務費です。支出済額4,302万7,896円です。主なものは職員の人件費です。3,500万円程度あります。次に、8節から9、11、12、13節のところに、括弧書きの（地域未来塾）がありますが、こちらの経費を合わせまして193万1,226円です。次に、19節の負担金補助及び交付金359万750円、これは町青少年健全育成町民会議負担金が112万円と町婦人会助成金94万5,000円が主なものです。

次に、社会総務費の繰越明許529万5,132円です。御船中学校に地域未来塾でWi-Fiの環境整備工事とタブレットの備品の購入費用です。

続きまして、234ページと235ページ、2目、公民館費です。支出済額1,589万6,909円です。主なものは11節、需用費で、各分館の上下水道料、電気料134万7,062円です。熊本地震に係る分館修理費が105万3,492円です。ほかに、15節、工事請負費の213万1,431円です。次に、237ページで、19節、負担金補助及び交付金が914万7,700円で、各分館の運営費及び各集会場の修繕等に対する補助金です。

続きまして、3目、カルチャーセンター運営費です。237ページの支出済額は1,950万385円です。主なものは、11節、需用費1,027万7,097円で、光熱水費は737万619円と、ホール機器修繕費138万4,848円が主なものです。あと、13節、委託料が819万5,365円で、清掃・管理委託料281万8,800円、239ページの舞台技術業務委託料が150万1,792円です。空調機・

昇降機・建築物定期点検委託料180万7,920円が主なものです。

続きまして、4目、図書館費です。239ページの支出済額は378万5,597円です。主なものは、1節、報酬291万5,500円で非常勤の報酬となっています。あと、18節の備品購入費66万3,986円は図書の購入費用です。

続きまして、240、241ページです。6項、保健体育費。1目、保健体育総務費です。支出済額は2,030万1,634円です。主なものは、職員の人件費で1,184万円程度あり、1節、報酬の207万7,600円で非常勤職員とスポーツ推進員の報酬です。あと、19節の負担金補助及び交付金が480万2,000円で郡体育協会負担金が156万円と、243ページの、御船町体育協会の補助金165万5,000円が主なものです。

続きまして、2目、スポーツセンター運営費です。支出済額は1,699万5,543円です。昨年に比べて13節の委託費が1,700万円程度不用額となっています。これにつきましては、熊本地震にて、スポーツセンターが4月15日から10月31日まで約半年間の避難所となっていたためです。指定管理料がその分減額になっています。

続きまして、3目、体育施設費です。支出済額は2,116万9,778円で、主なものは245ページ、15節、工事請負費の1,801万9,260円で、熊本地震災害に係る社会体育施設、旧七滝中学校体育館の解体工事です。

次に、体育施設費（繰越明許）で、3,242万3,760円です。これは、七滝社会教育センター、旧七滝小学校体育館の耐震改修工事管理委託料と耐震工事費用です。

○学校教育課長（坂本朋子君） 続きまして、244ページです。6項、保健体育費。4目、学校給食共同調理場建設費です。支出済額6億266万884円です。主なものとしては、13節、委託料、給食センター新築工事設計監理委託料1,188万円、15節、工事請負費5億4,945万7,776円。18節、備品購入費、給食運搬車両購入費1,717万5,720円、給食調理用備品購入費1,990万9,368円などとなっています。なお、設計業務については、平成27年度に完了しています。

6項については、以上です。

○社会教育課長（宮川一幸君） 246、247ページで、7項、文化財費です。1目、文化財総務費です。支出済額1,780万2,824円です。主なものは、1節、報酬の151万8,000円で、非常勤報酬と、13節、委託料753万9,480円で、熊本地震災害に係る委託料です。これにつきましては、八勢目鑑橋の設計業務委託と甘木仮設住宅の埋蔵文化財調査と基準点測量の業務です。次に、249ページ、15節、工事請負費208万5,480円で、熊本地震に係る工事請負費で、

今城大塚古墳応急修理の工事と八勢目鑑橋の崩落した石材の引き上げ工事を行っております。19節、負担金補助及び交付金477万6,500円で、地域コミュニティ施設の再建支援事業で復興基金ですが、425万3,000円はそのほかで支出しております。

続きまして、1目、文化財総務費の繰越明許ですが、支出はしておりません。平成28年度6月の豪雨災害での災害復旧工事の対象になりましたので、188万円は不用額となっております。

続きまして、2目、恐竜化石調査費で、支出済額は365万9,211円です。主なものは、作業員賃金の114万2,400円です。

次に、250、251ページです。恐竜化石調査費の繰越明許の429万8,020円です。主なものは、1節、報酬の371万3,220円で、非常勤報酬3名分です。地方創生加速化交付金事業の一環として、モンタナ州との交流事業で化石のクリーニングを行っております。

続きまして、3目、恐竜博物館運営費です。支出済額は5,707万4,158円で、主なものは職員3名の人件費と、1節、報酬の1,021万6,140円の非常勤報酬です。11節、需用費で1,633万6,684円で、消耗品費1,059万4,380円と、光熱水費471万1,913円です。あと、253ページ、13節、委託料の599万4,518円で、恐竜博物館の保守点検費及び清掃委託費が主なものです。

次に、254、255ページです。恐竜博物館運営費、繰越明許の1,512万8,378円です。主なものは、地方創生加速化交付金事業の一環として、平成29年3月19日と20日に、御船恐竜国際シンポジウム、「アジアと北米の恐竜の進化」の開催の費用となっております。

続きまして、256、257ページです。4目、自然史教育事業費です。支出済額は324万6,869円です。主なものは、1節、報酬で非常勤職員の人件費147万3,920円です。

以上、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。9款、教育費について、質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） お尋ねします。207ページに、弁護士報償金がありますが、内容を説明してください。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

平成28年度に、町内の小学校におきまして盗難事件が起きました。そのことについての対応に対して、弁護士等に面談を求めているようなアドバイス等を受けております。その報酬になります。

○4番（中城峯英君） はい、そのことは私の地元の高木小学校でありまして、去年の今頃は

もう学校も保護者もパニック状態、大変な状況がありました。その後、いろんな、人事異動となりましたが、その後の状況は、教育長。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

当時は本当に、地域の方々、それから校区の方々、学校の教職員、児童の皆さんには御迷惑をおかけいたしました。その後の報道で、あるいは県教委からのお知らせで私どもに届いておりますのは、もう御承知かと思えますけれども、懲戒免職処分となっております、その後は、本人と県とのやり取りになっておりますので、私どもにはその後のいろいろな状況等については、特段の報告は受けておりません。

○4番（中城峯英君） 現在の状況は、私も見てみますと、高木小の管理体制も、校長、教頭、今きちっといって、非常にうまくいっているし、保護者も安心している状況だと思えますので、こういった状況をぜひとも続けていっていただきたいとお願いします。

次に、243ページです。町民グラウンドの指定管理者委託料72万8,000円ありますが、これは何をするために、どこに委託しているのでしょうか。これはずっと継続とは思いますがけれども。

○社会教育課長（宮川一幸君） もともとの契約は270万円程度あります。去年の地震により、6月からあそこはごみ集積場になりましたので、水道光熱費はずっと払っておりますが、草刈りとかトイレの清掃とか、そういったのは途中で切りましたので、実際作業された分と水道光熱費を支払ったという形で、支払先はYMCA、指定管理者になります。

○4番（中城峯英君） では、一次置場までの普段の委託料ですね、はい。

○社会教育課長（宮川一幸君） 光熱水費は1年分払っております。

○4番（中城峯英君） 一次置場になっているので、何かこれが発生してくるのかなとは思いましたけれども、途中からでもあるし、そういった維持管理料は当然発生しますので、それはわかりました。

あと、255ページのモンタナのシンポジウムと交流事業関係は、これは繰越明許だから、平成28年度はまだ事業はやってないわけですね。していますか。それなら、加速化交付金を活用されていますけれども、どういった成果があったのか、お尋ねします。

○社会教育課長（宮川一幸君） 先ほどの説明の中で、期日は3月19、20日に御船恐竜国際シンポジウムを開催しております。その内容としましては、御船町恐竜博物館の学術的機関として、磨きを上げるとともに質の高い情報発信を積極的に行うところであって、このよ

うな国際シンポジウムを開催した町は、町でしたのは御船町だけで、熊本県においても初の試みであって、大変大きな反響があっております。それに参加された教授の方も、北海道とか、カリフォルニア大学とか、中国からの先生とか、北海道の博物館の先生、あとモンタナ州立大学のロッキー博物館の先生、福井恐竜博物館の先生とトロント大学から招いて、あといろいろ討議をしていただいて、幼児から大人まで全国各地から約250人ぐらいの参加をいただいております。特に若い人の参加も多かったので、今後利用者が、新規開拓にも今回でつながったのかなという形で思っております。

○4番（中城峯英君） 私も参加させてもらいまして状況はわかっておりますが、3月でしたね。そういった方がたくさんお見えになって、新聞も報道されましたし、恐竜博物館のPRにも効果は大きかったと思いますけれども、そのほかに何か、これからも考えられる効果があれば、お尋ねします。

○社会教育課長（宮川一幸君） この事業で、ユーザーの中に、交流事業という形でモンタナ州との交流事業という形で、だいたいうちの池上学芸員とか、藤木町長、教育長等も行かれて、向こうとの調印関係もいろいろされております。今後、そういったモンタナ州との深いつながりが、太い絆ができて、よい交流ができて、またいろいろ今後特別展等を開催するときにも、そういった形で、そういった太いパイプを作っておけば、今後いろいろな学術的な交流ができるのかなという形で思っております。

○4番（中城峯英君） そういった一連の交流があって、町長あたりにはやはりモンタナの、教育長も行かれましたね、そういったことになったわけですね。ぜひ、こういったつながりを大事にしてやっていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 209ページのところをお願いしたいと思います。ここに、例えば報酬のところですが、そして備考欄、外国人講師報酬それからALTの帰国渡航費、それから下のほうには外国人講師傷害保険料ですか、それから外国語指導業務委託料等がありますが、これは後ろのほうの成果説明書が68ページです。この成果説明書の68ページを見てわからないところがありましたので、お聞きしたいと思います。

まず、外国語活動支援事業ということで、その下に小さく3行書かれておりますが、2行目です。ジェットプログラムによる外国人青年の帰国に伴い、専門業者による委託事業で継続しましたと書いてありますが、ジェットプログラムから専門業者による委託になっ

たのは、どういう経緯になりますでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

実は、毎年というわけでもありませんが、講師の意思がなければ7月で毎年終了いたします。その中で、なかなか日本語が全くおできにならない方とか、子どもとの接し方とかがあんまり得意でない方とか、そのときそのときによってかなり個人差がございます。その方は7月でお帰りになりましたので、質の向上を図るために専門の業者に切り換えた次第です。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、今度は下のほうの成果及び実績というところがありますが、外国人講師を御船中学校に呼び、中学校内の外国語の指導を行いましたということで、これは帰国した外国人青年だろうと思いますが、その専門業者による委託事業の方もそうだと思いますが、その次です、小学校については定期的に訪問指導を行いました、ということが書いてあります。そして、英語教育モデル校として小坂小学校に英語指導助手を配置し、1年生から指導を行いましたということは、この方、例えば小学校について定期的に訪問指導する方、あるいは小坂小学校で英語指導助手を行っている指導者、この方です、については、これは同一人物なのか、あるいはどういう方をそこで雇用されているのかです。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（坂本朋子君） 小坂小学校を中心に活動していただいている先生は別の方でございます。退職された教員の方に非常勤職員として採用させていただいております。

○3番（岩永宏介君） この小坂小学校の方は日本人ということですね、はい、わかりました。続きまして、説明書の、すみません、ちょっと戻ります。221ページの18節、備品購入費です。ここの部分ですが、各小学校のがそこに出ておりますが、図書購入費が、例えば、御船小学校は43万円、滝尾小学校が9万円、それからずっとその次のページは25万円、22万円、21万円、30万円と違いがあるわけですが、このあたりの額をこんなふうに予算配分した、算定になる、図書費がこんなふうに上がってきた違いがあるというのは、どのあたりでその違いが出てくるのか、算定基準といいますか、そのあたりをお願いいたします。

○学校教育課長（坂本朋子君） 厳密に各校割をしているわけではございませんけれども、大体の人数枠で反映しております。

○3番（岩永宏介君） その件は多分在席生徒数が児童数と思いますが、これはやっぱり、そういうことになるのかなとは思いますが、非常に問題が、私は前回も予算のときに申し上

げたと思いますが、例えば滝尾小学校が9万円なんです。滝尾小学校の図書購入費が9万9,951円です。それから御船小学校が人数が多いものですから、43万9,909円という違いがあるわけですが、例えばそれぞれの当該の学校に図書を購入するわけですけれども、やっぱり図書を、一人一人の児童に目を向けて考えると、滝尾小学校に在席している1人の児童が選択する図書の数から見ると、極端に差があると思うんです。このあたりは、人数で算定するよりも、そのあたりは考えてほしいなど、教育の機会均等という面でも、本はやっぱり読ませたいと思います。その体験する以外のことを模擬体験できるのは、図書しかないと思いますので、小学生のうちにとにかく本を読むという、そのことが人生においても生きる上でも、これは絶対に、非常にいい影響が出ると思います。最近出た本に、ベストセラーになっているのが、中国の大使を行った、民主党政権の時代に行った方がいるんですが、その方が出されている『死ぬまで読書』という本が新書版で出ています。新聞の広告あたりにも最近はかなり出てベストセラーになっているわけですが、この方がやはり本を読む価値、意義について、説得力のある文章を書かれております。私も全くこの本については同感でございました。

そういう意味で、私は、例えば滝尾小学校の生徒は、種類が何種類も図書館にないわけです。そういう意味では、非常にほかの種類が多い、自分に向いている本はどれかと選ぶときに、選択の余地がないわけです。ないということはないんですけれども、少ないんです。そのあたりを考えると、やっぱり人材を育てるという意味では、今から先地方創生に関してもやっぱり教育ですよ。だから、そのあたりをもうちょっと考えていただきたいと思いますが。

教育長、いかがでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 資料を用意しとったんですが、ちょっと今見当たりませんので、口頭でお答えさせていただきます。

今、全日本の学校図書館協議会というのがございまして、そこが図書標準という標準冊数を、どれぐらいの人数の学校にはどれぐらい必要だという、そういう標準的な冊数を出しているんですけれども、大体、本町の学校はそれは満たしていたんではないかなと思っております。ただ、今議員がおっしゃるように、これは児童数の多少にかかわらず、さまざまな本をたくさん読ませたい。あるいは読みたいという御希望はどの学校にもあろうかと思っておりますので、その図書標準は標準としながら、学校の実態あるいは児童、教職員ある

いは保護者、地域の方々の希望に応じて、今後図書の冊数の購入の費用については考えてまいりたいと思っております。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 207ページ、昨年、私も一般質問でしましたけれども、AEDの問題です。これは、年度当初で予算が付いていませんでした。一般寄附金から買ったということですが、これは小学校、中学校に揃えた。だから、今は2台あるということではないですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 昨年、熊本地震の後に一般寄附をいただきました。その中で、ぜひ各小中学校にAEDを設置していただきたいという御寄附の申し出でしたので、各学校及び教育関係施設の合計10カ所に設置をしております。中には一部学校にもございますけれども、体育館もありますので、活用していただいているものと思います。

○2番（森田優二君） ということは、さしあたっては小学校、中学校は2台あるということではないですね。はい。

小学校、中学校だけでなく、今後は保育園とか何とか、子どもの命を守るという、一番いい機械というか、AEDでありますので、そこは今後考えていただきたいと思います。

それと、247ページの一番上ですが、これに予備費から充当ということで載っております。この説明をいいですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

その前のページの末尾を御覧いただきたいと思います。水道事業の加入金58万3,200円というのがございますけれども、これが計上が漏れていたということが最近ギリギリになってから発生しましたので、急遽予備費から対応させていただきました。

○2番（森田優二君） 大体、これは当初予算で上げてあるものだと思っておりました。今漏れていたということでしたので、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 教育費の202ページ、最初のページになると思うんですが、不用額、これが全体の不用額、平成27年度と比較して倍以上、増えた額が3,600万円ほど増えております。大きな理由として、給食センター入札残だと思うんです。あと、先ほどの説明でスポーツセンターの契約が、スポーツセンターの運営はなくなったわけですから、その分が減額されたということだったんですが、何かそのほかに理由とかはありますか。主な理由は。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今、福永議員の御質問につきましてですが、まず、241ページで、保健体育費のところなんです、不用額が2,500万円程度出ております。これにつきましては、先ほど言いました、今議員も言われましたように、243ページのスポーツセンターの入札委託料の、スポーツセンターの委託料が1,700万円程度となっています。あと、3目の体育施設で約350万円ぐらい、これは主なものは、結局、先ほど中城議員から質問がありました町民グラウンドの委託料が少なくなったという形になっていると思います。

あと、次の245ページの工事請負費等で、入札残とかがありますが、大体その辺で2,500万円ぐらいの、おおよそ2,500万円ぐらいの不用額が出ているという形になっておると思います。要因は、私たちもそこかなという形で一応考えております。

○5番（福永 啓君） はい、理解できました。

次、216、217ページ、そこに熊本地震に係る委託料、熊本地震に係る設計委託料と3つ熊本地震に係るものが出ておりますが、具体的に、まず熊本地震に係る委託料です。これはどこの何の委託料かです。そして、その下の設計測量というのは、これはどこですね、それをそれぞれお答えください。

○学校教育課長（坂本朋子君） 先ほど概要の中でちょっと触れさせていただきましたけれども、3つ続いております、一番上の熊本地震災害に係る委託料4万8,640円につきましては、小坂小学校の倒木処理費でございます。真ん中の、測量設計委託料につきましては、七滝中央小学校の地滑り対策として、地形の測量を行っております。続きまして、熊本地震災害に係る設計委託料456万7,398円につきましては、七滝中央小学校の地質調査、ボーリング調査を行っております。

○5番（福永 啓君） その後ろの2つです。七滝中央小学校の1つが地形、1つが何でしたか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 地質調査、主にボーリングです。

○5番（福永 啓君） 地形と地質調査ですね、これは別々だったんですね。はい、わかりました。

ただ、このように前回も申し上げましたが、この決算というのは、恐らくこれは熊本地震の被災の記録だと思えます。後世の方がこれを見ただけでも、ある程度何をしたということが、説明なしに書かれていることが、特に今回は必要になってくると感じております。恐らく10年、20年後とかに使うことがあると思えます。記述に関しまして、これは備

考欄ですから、保存しておく書類に関しましては、そういうことが追記できるんじゃないかと思うんです。そういうことも含めて、これは資料として価値のあるものですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 235ページ、一番右になりますけど、下から3段目です。ここにAEDのリース料が出ております。これは、公民館全部というか、どれぐらい設置ができていますのですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） このリース料につきましては、山間地区の学校がないところという形で、今のところ、水越、七滝、田代東部の分館に3台リースでAEDを付けております。

○2番（森田優二君） 3台分の金額ですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） はい、3台分のリースです。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで、質疑を終わります。

10款、災害復旧費、11款、公債費、12款、諸支出金、13款、予備費までの説明を求めます。

○農業振興課長（藤野浩之君） それでは、10款、災害復旧費について御説明いたします。決算書256ページをお願いします。1項、農林水産業施設災害復旧費。1目、農地災害復旧費、支出済額9,608万1,084円。主なものとしまして、13節、委託料9,607万7,880円です。主なものとしまして、熊本地震及び豪雨災害に係る災害査定設計の委託料となっています。

2項、農業用施設災害復旧費です。次のページをお願いします。主なものとしまして、13節、委託料です。支出済額は1億742万7,056円です。主なものとしまして、これも熊本地震及び災害復旧に係る災害査定設計委託及び、それに関連する現地調査及び査定の支援業務、また積算業務、そういう意味で、補助率増高申請の業務委託となっています。それから、14節、使用料及び賃借料652万2,788円。主なものは、地震及び豪雨災害に係る重機借上料で、569万2,020円です。15節、工事請負費、支出済額2,743万4,155円。工事につきましては、緊急性の高い場所について実施を行っておりますので、特に幹線用水路、ため池、パイプラインの復旧等をやっております。応急工事を含めまして、30カ所の工事を行

っております。

続きまして、3目、林業用施設災害復旧費、支出済額435万240円。次のページをお願いします。主なものとしましては、委託料、これは林道災害の査定時に係る委託料です。435万240円です。

○建設課長（松岡秀明君） 続きまして、公共土木施設災害復旧事業についてであります。2項、公共土木施設災害復旧費。1目、道路橋梁施設災害復旧費、支出済額8億1,828万1,219円。主なものとしましては、11節、需用費で6,408万5,263円。これは、主に熊本地震それから梅雨前線豪雨災害に係ります、応急的に対応した修繕費等が主なものとなります。次に、269ページをお開きください。13節、委託料、支出済額4億3,167万287円。これも主に熊本地震、梅雨前線豪雨災害に係ります調査測量設計の業務委託料です。次に、273ページをお開きください。15節、工事請負費、支出済額3億1,144万7,154円。これも熊本地震、それから梅雨前線豪雨災害に係ります公共土木施設の災害復旧工事費です。

次に、279ページをお開きください。1目、道路橋梁施設災害復旧費（繰越明許）、支出済額2,081万1,583円。これは、15節の工事請負費でありまして、川角間所線の災害復旧費の繰越分であります。

続きまして、2目、公園施設災害復旧費、支出済額といたしますが、これは平成29年度への繰越明許費となります。ふれあい広場の災害復旧工事費が1,262万6,000円の繰り越しとなります。

続きまして、3目、住宅災害復旧費、支出済額、これも平成29年度への繰越明許費となります。13節、委託料が、総額の3億636万9,000円。主なものとしましては、13節、委託料が3,236万9,000円です。これは、中原団地の住宅の復旧についての実施設計業務委託料、それから町営住宅、妙見坂、辻、玉虫団地の実施設計業務委託料が繰り越しとなっていて、取り扱っております。次に、15節、工事請負費2億7,400万円です。これも中原団地の住宅災害復旧の工事費の繰越明許費です。また、町営住宅の妙見坂、辻、玉虫団地の繰越明許費となります。

次に、4目、宅地耐震化事業、支出済額1億6,438万7,000円。主なものとしましては、13節、委託料の2,138万4,000円。これは、中原団地の大規模盛土造成地滑動崩落防止対策事業の調査・測量・設計業務の委託料です。それから、同じく繰越明許費があります。これについては、大規模盛土の事業の調査・測量・設計の委託料の繰り越しであります。小

坂、インター団地、フジワ団地です。それから、滝尾の玉虫住宅、御船台団地、それから中原団地の実施設計の委託料の繰越明許費で、これが4億5,777万6,000円ということになります。続きまして、15節、工事請負費です。これも繰越明許費となっておりまして、同じく大規模盛土事業の対策工事費としまして6億8,700万円、これは、辺田見、小坂、滝尾です。辺田見が中原団地となります。小坂がフジワ、それからインター団地、滝尾が玉虫・御船台団地ということになります。それから、同じく災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の工事請負費も繰り越しをいたしております。これが9億5,854万9,000円となっています。続きまして、19節、負担金補助及び交付金が支出済額1億4,300万3,000円ということで、これは県の事業への負担金ということで、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の負担金ということになります。

○**学校教育課長（坂本朋子君）** 次に、280ページをお開きください。3項、文教施設災害復旧費。1目、公立学校施設災害復旧費です。支出済額6,199万8,480円です。主な内容としましては、各小中学校施設の災害復旧に係る経費となります。主なもので、設計委託料6,199万8,480円、小坂小学校仮設校舎リース料1,353万2,400円、工事請負費9,455万6,170円となっています。小坂小学校ほか2件の計3億55万1,000円については、平成29年度へ繰り越しとなっています。

○**社会教育課長（宮川一幸君）** 今の続きになります。2目、社会教育施設災害復旧費です。支出済額は2,476万7,640円です。主なものは、13節、委託料で2,430万円です。その内訳としまして、カルチャーセンターの委託料、次ページを見てください。あと、恐竜博物館、スポーツセンター、御船分館、町ゲートボール場の復旧工事の設計委託料となっております。あと、15節、工事請負費の3億7,415万2,000円につきましては、スポーツセンターの工事で、これは繰り越しとなっています。あと、18節、備品購入費の701万6,000円につきましても、スポーツセンターのロッカーの備品購入費を繰り越しとなっています。

○**建設課長（松岡秀明君）** 続きまして、4項、公用施設災害復旧費。1目、都市計画施設災害復旧費です。支出済額199万9,510円。これは、15節の工事請負費としまして、ポケットパークの災害復旧工事費です。

以上で、災害復旧費の説明を終わります。

○**企画財政課長（坂本幸喜君）** 11款です。公債費になります。1項、公債費。1目、元金、支出済額5億1,416万2,545円です。2目、利子、支出済額8,639万2,927円です。

12款、諸支出金。次のページになります。1項、普通財産取得費。1目、土地取得費、支出済額はありません。

次に、13款、予備費。1項、予備費。1目、予備費です。予備費は、各費目に充用しており、充用した明細を備考欄に掲載しております。また充用した合計額が、284ページの予備費支出及び流用増減欄にマイナス665万6,000円と表示されております。残りが不用額として334万4,000円となります。

287ページをお願いします。一般会計、総支出済額143億3,023万4,969円となりました。

○議長（田端幸治君） 10款、災害復旧費、11款、公債費、12款、諸支出金、13款、予備費について、質疑はありませんか。

○7番（藤川博和君） 287ページの繰越明許費について、この説明をお願いいたします。平成27年度の繰越明許費は大体約2.5億円です。すると本年度、平成28年度は約70億円の、約28倍ばかり増えておりますが、この内訳、内容はどういう要因で増加しましたか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ここの欄にあります約70億円、これは平成28年度から29年度へ繰り越しを行った事業分となります。主なものを申し上げます。被災農業者向け経営体育成事業、これが約13億円です。公営住宅災害復旧費が約3億円、宅地耐震化事業が23億円となります。農地農業用施設災害復旧費、これが約11億円です。公共土木施設災害復旧費が7億4,000万円程度です。公立学校施設災害復旧費3億円、社会教育施設災害復旧費として4億円が主な繰越事業となります。

○7番（藤川博和君） ただ今聞きましたところは災害復旧工事の繰り越しが多いと思いますけど、これは本年度、平成29年度で、これは工事の完了を賄うことはできますか。予定は大丈夫ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、平成28年度に予算化した分を、事業ができなかったということで、平成29年度へ繰り越しております。繰越事業は、翌年度の平成29年度末に完了しなければならないとなっておりますので、執行部としても全力をもってこれを完了する予定で今頑張っております。

○7番（藤川博和君） 十分に努力していただいて、完了をお願いいたします。

次に、不用額、不用額も結構平成27年度からの1億5,000万円から28年度には5億5,000

万円ぐらいに増加しておりますけど、この要因は何ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

前年度、平成27年度の不用額が、約1億5,400万円、それと本年度がここに計上されていますが、5億5,500万円と、大体4億円程度、昨年より増額となっています。大体前年度の3.5倍近くです、比較しますと。その不用額の主な要因としましては、熊本地震に係ります予算額が、早急に確保する必要があったため、予算額を概算で早急に行いました。特に、10款の災害復旧費の不用額が、大体2億2,200万円程度出ております。その次、2款の総務費の不用額が大体1億円という形です。この総務費の不用額も、震災に伴います中長期派遣職員の人件費と、この2つが大きな要因と考えています。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 257ページに、熊本地震や豪雨災害によって農地災害が大きく発生しておりますけれども、その農地災害の査定委託料がそれぞれ出ております。7月の議会報告会で、「農災の査定漏れがあると、今後どうなるのか」という質疑がありました。質問が町民の方からありました。その執行部の回答として、「現地に精通したものが調査・測量時に立ち会うことができず、町、測量会社、申請者との意思疎通及び連携がとれていなかったということも原因の1つ」ということで書いてありますが、役場職員で、同行していろいろと行くんでしょけれども、場所がわからないとか、最短でその場所に行けないとかいう状況はあるんですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

今回の災害は特別であったと考えております。被害件数、報告件数も3,400～3,500件という件数が報告されています。それを一つ一つ職員と設計業者と地元の方ということで、三者で見るのが一番確実な調査になるかと思いますが、どうしても人的不足で全箇所を回るということはできませんので、測量会社に委託をして、ゼンリンの地図とかそういった感じだと、直接申請者と電話連絡をとりながら現地調査を行ったということで、災害復旧の制度等の説明についても、十分、申請者に伝わらない部分もあったのかなということで、そのあたりは反省をしております。

○4番（中城峯英君） 応援の方もおられましたから、そういう状況はあるかと思っておりますけれども、これは町民の声として、「最近の役場の職員さんは地域の事情を知らん」と、「地理も知らん」という声をよく聞きますが、どう思われますか。

○総務課長（吉本敏治君） 近年採用された職員の中には、地元の、町からの正職員というのが数少ないというのが実状です。したがって、御船町の地理の状況については、ほとんど知らないまま職員として入ってきている者が多数おります。そういった関係もありますので、毎月の嘱託区への発送文書の際には、できるだけ御船町の地理にも慣れてもらうということで、可能な限り若手の職員を区長宅へまで文書配送の担当ということで今割り当てて行っております。

そういったところで、少しずつ、御船町の地理に慣れていっていただいているというのが、もっているというのが実状です。

○4番（中城峯英君） そういう声はよく聞きます。最近はやするによそからばかり入れて、地元の人とは。それは人事権の問題ですから、私どもが口出すところではありませんけれども、そうであれば、今おっしゃったような職員教育の1つとして、地域に、パトロールやいろんな場面で地域に出て行って、まず、それは、私どももそうしましたけれども、休みの日にドライブ方々回ればよかったですよ。そういったことも職員教育の1つとしてしていかんと、私どもは知らんところで、休みの日は、まずは地理を覚え、地域の事情を覚えるのが先なんです、仕事をするのは。そこで町の職員はそれをやらんと、それが絶対ですよ。私は民間ではそれをやりましたが、赴任したところで、まずは歩いて回りました。そういったことを怠っているんですね。だから、頭の中ばかりじゃいかんとですよ。そして、地域の人々の気持ち、感情、地理の状況、そういったことは一人一人ではいかんから、区長のところに行って、いろんな状況の話を聞けば、大体把握できるんです。だから、これから気をかけてされよと思えますけれども、これは、その辺の町民の声には大きいんですよ。やっぱり最近はやそからばかり入ってくるけん、いっちょん地域のことはわからんと、そうはならないように、採用された方は、努力されている方が多いと思えますけれども、そういったことをぜひとも職員教育の1つとして、今後実行していただきたいということをお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） まずは、災害復旧費、全体なんですけど、先ほど藤川議員の話にもありましたが、まとめて数字をお願いいたします。今年度は突出しました災害復旧費になりました。昨年度も実は、平成27年度も突出してたんです、台風災害がありましたから。それに比べましても9倍とか70年分とかいうのが出てきた、今回災害復旧費の額はそれほど大

きくなってきているわけなんです、結局、平成28年度に消化できたのは何件で、何%で、繰り越したのが何%、そういう数字はわかりますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

私からは、公共土木災害に限ったところでお答えをいたしたいと思います。平成28年度における発注の状況としましては、件数にして112件の発注を行っています。金額にしまして9億1,819万7,000円の発注を行ったところです。発注率にしましては、金額ベースで約31%、件数ベースで30%の発注をしたところです。このうち、平成28年度の年度内に精算というか、工事が完了した分については件数にして31件、金額にして3億1,140万7,000円ほどの完了があったわけです。最終的に、平成29年度へ繰り越したものが件数にして81件、金額にしまして7億2,100万円の繰り越しということになっております。

○農業振興課長（藤野浩之君） 農災について、お答えします。

農地災害につきましては査定が1月中旬までかかったということで、そこからの発注ということになりまして、今事業費の確定が3月いっぱいまでなかなかできなかったという部分もあります。そして、発注する箇所につきましても緊急性を要するところということを最優先した関係で、平成28年度実施した部分につきましては、工事費で2,700万円というところで、実際の災害の査定額からすると、査定額が約13億円でしたので、わずかな部分での支出ということになっています。

○5番（福永 啓君） 主に土木災害、農災、このような状況、これは理解できました。そして、今年がさらに発注が増えてきて負担がかかってくるとなると大変なところは、やっぱり皆さんも大変だと思います。そのところはこれはもう頑張っていたきたいとは思いますが。

あとは、ちょっとお聞きしたい。これをもちまして、大体決算書は全部終わるわけなんです、290ページ、これの説明がわからない部分がありました。財産に関する調書です。決算書の290ページ、この中の土地の部分なんです、決算年度中に増えているところ、また減っているところ、これも結局大幅に増えていたりするんです。増えているのは2,440、これは2反ちょっとなんです、あとは増えているところだけでも3反、4反ぐらいあります。減っているところが普通財産、これも土地なんですけど、同じように2,300と大きいのがあります。これについて、今までの決算書で説明がわからなかったところなので、そこを説明してください。

○総務課長（吉本敏治君） では、まず決算書290ページの上の表です。公有財産のその他で、2,455.88平方メートルが増えております。一方で、その一番下の、2-6のその他、これが2,390.14の減少ということになります。これにつきましては給食センターの用地です。給食センターの用地を公共用の財産として記載をしていたと。しかし、厳密に言いますと、学校給食センターは公用の施設と。行政の事務を行うところということになりますので、その移し替えを行ったというのが大きな要因です。2,390しか減っていないということは、逆に増えた部分が、この元の用地でありますので、その関係で相殺をして、結果的に減った分が2,390、増えた分が給食センターの2,455.88ということになります。

○5番（福永 啓君） 実際、決算書の中の説明でありました、保育園の用地ですとか、西往還の用地ですとか、それがそういった、そこはわかったんですが、これが全然わからなかったもので、行政が付け替えということで、用地的に変化はなかったということによろしいんですか。はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○8番（池田浩二君） 住宅費についてお尋ねします。278ページです。中原団地です、21件ですか、解体をするという、全員協議会でも説明があったと思いますけれども、この21件分に対してはどういうふうになりますか。今後、解体したら21件が減ってしまうわけでしょう。そしたら、また違う場所に新たに造るとか、そのところはもうどうなるか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

中原団地の今後の災害復旧については、一般質問の中でも答弁をさせていただいた経緯もありますけれども、まず、解体です。今ある既存の住宅の解体については、27戸を解体するというので、復旧を進めていきたいということで進めております。この27戸の解体については、木造の住宅であります。その解体については、今年度、平成29年度での対応ということには、今のところできないということで、何らかの国の補助事業を活用して、財源としては活用した上で解体を進めたいと考えておりますので、平成30年度以降に、来年度以降に解体を進めていきたいと考えております。

その分についての、あとの対応については、まだ解体をした分をどこかに改めて町営住宅として建設をするという計画は今のところはありません。

○8番（池田浩二君） 21件ではなくて、27件ですね。計画がないというとは、ちょっとわか

りにくいところもありますけれども、中原団地に関しては、もう解体だけが、その27件分を造るということは、今のところは全然ないということですね。はい、わかりました。

それから、さっき藤川議員から質問がありましたけれども、大規模造成地崩落防止ですか、これなんか特定工事になると思うんですね。来年の3月ですか私は工期というのはかなり厳しいと思うとばってんですね。執行部で頑張ると言われたばってんですね。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この大規模盛土造成地滑動崩落防止対策事業になりますが、これにつきましては、平成28年度から繰越事業ということでありますので、当然今年度3月末までには工事を終えるというのが必須であります。そういうところについては、十分検討し発注に対して業者等の選定についても精査した上で発注をしていきたいと考えておりますので、当然、先ほど企画財政課長からの答弁の中にもありましたとおり、このことについては町としましても必ず平成30年3月31日までには工事を終わらせるため今後事業をすすめて行きたいと思っております。

○8番（池田浩二君） もし、3月31日までに終わらない場合は、どうなるかということです。

これは、ボーリングにということになるとじゃなかつかなと思うとばってんですね。機械あたりもなかつたと思うとですよ、そぎゃんすぐに。また工事も発注してないと思うとですよ。今から発注しても、10月、11、12月、5カ月ぐらいですよ。これが何億円ですかね。現場によっても、小坂と玉虫と、何箇所かはあるかと思っておりますけれども、書類等も随分時間がかかると思います。災害も一緒と思うとですよ。1件の工事で何件、5件、合札とか合併とかで発注されていると思います。書類はもうその1件1件ですよ。何でそやんなつとか、1件で済まされないのか。書類の簡素化等はできないものか、ここの答弁をお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今、議員から御指摘というか御意見がありましたとおり、災害復旧等の工事の発注については、大変業者というか、建設業の方々に御協力いただきながら工事を進めているところでありますけれども、そういった工事を進める上において必要な書類の整備、現場も当然、現場管理も当然あるわけですが、そういうものについては、国あるいは県の基準に基づいて整理をしていただいておりますけれども、熊本県におきましても、そういった工事の発注について、今回特に熊本地震に係る部分については、異

常な状況ということで、可能な限り、書類等の簡素化といいますか、そういうものができる分については、県と当然協議をしながら町としても対応していることでもありますので、その辺のことについては、県あたりの指導をいただきながら、できる部分についてはそういった対応をしていきたいと考えているところであります。

○8番（池田浩二君） それから、工期に間に合わなかった場合、繰り越しの分です、それはどういうふうになるとですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

繰り越しの分について当然発注する契約の段階で、工期の設定をして契約をするわけですが、その年度内において、その工期に間に合わないというか、工期に終了できない場合については、随時町に協議をしていただいて、工期の変更等において対応しているところです。しかし、先ほどから申し上げておりますように、それについても、繰越分については平成30年3月31日には完了するというのが大前提でありますので、そういった中での対応をしているというところです。

○8番（池田浩二君） 終わることが大前提ではありますけれども、それは可能ですか。可能と考えておんなはるですか。

○副町長（本田安洋君） 先ほどから大規模の問題が出ていますけれども、今回の場合はやはり金額も高いし、それからまた工事も特殊だから、これはどうかなと思って、私たちは大体町外の大手、県内の大手ですけれども、ここに発注するならという意見もございました。しかし、町の建設業界として御相談をしたら、ぜひ建設業組合としてはやらせていただきたいと、そういう向こうからの要望でもございましたし、ぜひ工期は3月31日までに守りますと、そういう御理解をいただきましたので、そういう入札の結果になるだろうと。まだ入札はあっておりませんが、そういう建設業の組合との話の中で取り決めをしながら前に進めているところでございます。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君） 先ほど中城議員から質問がございました。農災のことですが、農災漏れが37件ほどございました。その対応をどうされますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

査定漏れといいますか、査定ができなかったということで私たちもとらえております。事情としては、先ほど連絡がうまくいかなかった部分と、受益者の方が現地まで、その当

時行けなかったということで、申請ができなかったという形でとらえております。その中で今37件ほど調査を行っております。その中で、災害復旧事業として申請可能な場所につきまして、今財源、どういった工法でやるのかということで、農家の方の意向を聞きながら、農家の負担を最小限に抑えるような方法で、町としても財源を確保しながら対応していきたいと考えています。

○13番（岩田重成君）　今回は、異常に多かったから当然漏れたのだと思います。しかしながら漏れた方々の個人負担はどう考えておられますか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えします。

受益者負担ということになりますけれども、そのあたりにつきましても農家の負担を最小限に抑える方向で今検討をしているところです。

○13番（岩田重成君）　当然これは普通の農災と一緒にございますので、ぜひとも個人負担もそのようにしていただきたいと思っている次第でございます。

その中で、国から、県から、この災害に漏れた件は補助金がないと聞きましたが、そうでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えします。

災害復旧事業につきましては、平成28年度災につきましては28年度申請分しか控除対象にはなりません。平成28年度災を29年度で申請するということはできませんので、国の補助事業としては該当しないという形になりますので、町として何らかの財源を確保しながら復旧には努めていきたいと思っています。

○13番（岩田重成君）　その場合、当然町の単独事業だと思います。そのあたり、副町長、いかがですか。

○副町長（本田安洋君）　やはり、大変難しい問題なんです。御承知のとおり、もうあまり基金もないし、そこらあたり今度、昨日も答弁しましたように、県の義援金、これの配分が今日も新聞に載っておりましたけれども、あれが御船にどれだけ来るかわかりませんが、少しでも町長に相談して、そういう農業の振興のために向くような形に予算を持っていくならばと、そういうことを考えております。

○13番（岩田重成君）　ざっと計算して、例えば40カ所あって500万円とします。2億円かかるんです。大変な予算でございます。聞きますところによりますと、南阿蘇村が大変漏れたところがあったということで、町長直々お願いに行かれたということでございますので、

ぜひともこのあたりをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） すみません、今の件で、答弁を聞いていてわからなかったんですが、最初漏れという言葉で、漏れがあったんじゃないかということで議員が聞いたと思ひます。それに対して、ちょっと藤野課長は査定ができなかったという形でとらえられておりますが、そのあたりをもう一度お願ひしたいと思ひます。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答へします。

私のほうで、査定が申請できなかったということで、答弁いたしました。その中には、先ほど中城議員からもありましたとおり、私たちの連携不足による申請、農家さんから上がっていてそれを査定に出せなかったという部分もあります。それと、農家さんは後で報告をされたということで期限が、査定が終わった後報告があったりとか、そういった形で申請できなかったケースもあるということで、二通りあったということになります。

○3番（岩永宏介君） そしたら、先ほどの負担の分については、最小限に抑えたいということとは理解したんですが、これはすみません、確認ですが、農災に係った分についての個人負担は何%ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 今回の災害の補助率ということで申し上げますと、農地の補助率、国災害が96.6%で、受益者負担としては3.4%となります。それと、農業用施設につきましては、99.2%が補助率です。残りの0.8%が受益者負担という形になります。

○3番（岩永宏介君） 今の答弁も、たしかそうだと、自己負担についてはそういうことと理解しておりますが、やはりそのあたりで、お金が非常にかかるということですが、やはり、どうも聞いとって、町の対応としてはやっぱりまずかったなど。それは人員が足りなかったということで、言葉は悪いですが、同情する視点はあると思うんですよ。でもそれを差し引いても、やっぱりバランスにおいては最小限というのがどこまでくるかわかりませんが、やっぱり同じでないと、受益者負担の差が出るということはおかしいと思ひますので、そこだけ付け加えておきます。ぜひそのあたりも再考をお願ひしたいと思ひます。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 以上で、平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、「平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって本件は認定することに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第2号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第2、認定第2号、「平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明いたします。304ページをお願いします。1款、1項、国民健康保険税。1目、一般被保険者国民健康保険税、収入済額3億217万7,712円。前年度比1億601万4,784円の減です。これは熊本地震による半壊以上の世帯に対する減免のため減となっています。

2目、退職被保険者等国民健康保険税、収入済額1,341万5,091円。前年度比1,048万3,650円の減です。これも熊本地震による半壊以上の世帯に対する減免及び退職者医療制度の廃止に伴う被保険者数の減少により減となっています。

306ページをお願いします。4款、使用料及び手数料。2項、手数料。1目、督促手数料、収入済額25万5,400円。

5款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、療養給付費等負担金、収入済額4億422万175円。前年度比3,009万7,222円の減です。これは、医療費から前期高齢者交付金を減額した額が算定基礎となりますので、前期高齢者交付金が増額となっていることによる減ということです。

2目、共同事業負担金、収入済額1,446万5,896円。4目、特定健診審査等負担金、収入

済額375万3,000円。

2項、国庫補助金。1目、財政調整交付金、収入済額4億2,324万3,000円。前年度比1億8,296万5,000円の増です。こちらが医療費の援助分と国保税の減免分が補助増となります。

308ページをお願いします。6目、国民健康保険税制度関係業務準備事業費補助金、収入済額40万1,000円。こちらが、広域化に伴う国保支出に係るシステム改修費の補助金になります。

7目、災害臨時特定補助金、収入済額1,651万3,000円。これは、医療費の免除分と国保税の減免分の一部が補助となったものです。

6款、1項、1目、前期高齢者交付金、収入済額6億2,456万2,903円。前年度比7,043万4,038円の増です。こちらは70歳から74歳までの前期高齢者の加入率の増加によるものです。

7款、県支出金。1項、県負担金。1目、共同事業負担金、収入済額1,446万5,896円。2目、特定健康診査等負担金、収入済額375万3,000円。

310ページをお願いします。2項、県補助金。1目、財政調整交付金、収入済額1億1,010万円。前年度比3,061万1,000円の減です。これは、制度上前期高齢者交付金が増加すれば減となるものです。

8款、1項、1目、療養給付費交付金、収入済額1億622万6,991円。前年度比1,665万8,009円の減です。退職者医療制度の廃止に伴う退職被保険者数の減によるものです。

9款、1項、共同事業交付金。1目、高額医療費共同事業交付金、収入済額4,180万9,842円。これは、レセプトの80万円を超えた部分に100分の59を乗じた額となります。

2目、保険財政共同安定化事業交付金、収入済額5億8,735万1,674円。これは、レセプトの1円を超えた部分に100分の59を乗じた額となります。歳出の保険財政共同安定化事業拠出金とほぼ同額となります。

10款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、基金運用収入、収入済額8,511円。基金利子です。

312ページをお願いします。11款、繰入金。1項、1目、一般会計繰入金、収入済額2億6,729万7,389円です。こちらは、平成27年度は一般会計からの繰り入れを、医療分の不足分として上乗せしましたが、本年度はその上乗せをしてなかったため、減となっています。

す。

2項、1目、基金繰入金はありません。

12款、1項、繰越金。2目、その他の繰越金、収入済額1億535万3,146円。前年度比3,792万6,165円の増です。平成27年度からの繰越分です。

314ページをお願いします。13款、諸収入。1項、加算金延滞金及び過料。1目、一般被保険者加算金及び2目、退職被保険者等加算金の収入はありません。3目、一般被保険者延滞金、収入済額118万8,900円。4目、退職被保険者等延滞金及び、5目、過料の収入はありません。

4項、雑入。1目、一般被保険者第三者納付金、収入済額145万2,781円。2目、退職被保険者等第三者納付金の収入はありません。316ページをお願いします。3目、一般被保険者返納金、収入済額12万3,229円。4目、退職被保険者等返納金の収入はありません。5目、雑入、収入済額16万8,897円。前年度比1,695万5,085円の減となっています。これは、国保連合会への積立金1,670万円が平成27年度に返還されたことによる減です。

以上、歳入合計30億3,230万7,433円となります。

続きまして、歳出を説明いたします。318ページをお願いします。

1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費、支出済額2,707万5,699円。主な支出として、13節、国保連合会共同電算委託料232万6,325円と、レセプト点検等委託料120万6,893円となります。

2目、連合会負担金、支出済額118万8,676円。主な支出といたしまして、19節、国保連合会負担金が主なものです。

320ページをお願いします。2項、徴税费。1目、賦課徴収費、支出済額13万4,840円。

3項、1目、運営協議会費、支出済額4万3,000円。主な支出として、1節の国保運営協議会委員の9名の報酬です。

4項、1目、趣旨普及費、支出済額28万8,220円。

2款、保険給付費。1項、療養諸費。1目、一般被保険者療養給付費、支出済額15億683万6,333円。前年度比1億5,790万2,254円の増です。この要因は、熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費が免除となったため増となっております。この免除分につきましては全額補助となっております。

322ページをお願いします。2目、退職被保険者等療養給付費、支出済額7,867万8,444

円。前年度比558万7,981円の減です。退職医療制度の廃止に伴う退職被保険者数の減によるものです。

3目、一般被保険者療養費、支出済額3,530万3,599円。前年度比2,065万4,043円の増です。この要因も、熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費の還付分となります。この免除分につきましても全額国庫補助の対象となっています。

4目、退職被保険者等療養費、支出済額131万6,192円。前年度比66万3,178円の増です。こちらも熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費の還付分となります。

5目、審査支払手数料、支出済額502万9,545円。

2項、高額療養費。1目、一般被保険者高額療養費、支出済額1億6,864万4,525円。前年度比2,794万5,372円の減です。この要因は、熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費が免除となったため、高額療養費の対象者が減ったことによるものです。

2目、退職被保険者等高額療養費、支出済額1,010万6,127円。前年度比563万8,965円の減です。こちらも、熊本地震による半壊以上の世帯に対する医療費免除となったため、対象者が減ったことと、被保険者数の減少によるものです。

3目、一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額8万2,197円。

4目、退職被保険者等高額介護合算療養費の支出はありません。

324ページをお願いします。3項、移送費。1目、一般被保険者移送費及び、2目、退職被保険者等移送費の支出はありません。

4項、出産育児諸費。1目、出産育児一時金、支出済額752万8,000円。対象者が18人分です。2目、支払手数料、支出済額3,360円。

5項、葬祭諸費。1目、葬祭費、支出済額60万円。対象者30名です。

3款、1項、1目、後期高齢者支援金等、支出済額2億7,111万4,712円。前年度比2,150万8,772円の減です。これは、被保険者数の減に伴い、保険料として徴する額が減ったことによるものです。

326ページをお願いします。2目、後期高齢者関係事務費拠出金、支出済額1万8,004円。

2項、2目、病床転換助成関係事務費拠出金、支出済額1,641円。

4款、1項、前期高齢者納付金。1目、前期高齢者納付金、支出済額17万5,943円です。

2目、前期高齢者関係事務拠出金、支出済額1万9,063円。

5款、1項、老人保健拠出金。1目、老人保健医療費拠出金の支出はありません。2目、

老人保健事務費拠出金、支出済額8,621円。

328ページをお願いします。6款、1項、1目、介護納付金、支出済額1億649万515円。前年度比1,418万531円の減です。これは、被保険者数の減に伴い、保険料として徴する額が減ったことによるものです。

7款、1項、共同事業拠出金。1目、高額医療費共同事業医療費拠出金、支出済額5,754万8,010円、これは、レセプト1件、84万円以上の高額療養費共同事業拠出金です。

2目、保険財政共同安定化事業拠出金、支出済額5億8,641万8,872円。前年度比3,345万5,956円の減です。これは、レセプト1円を超えた部分に100分の59を乗じた額となります。歳入の保険財政共同安定化事業交付金とほぼ同額となります。

3目、その他共同事業拠出金、支出済額455円。

8款、保健事業費。1項、1目、特定健康診査等事業費、支出済額1,876万7,329円。主な支出として、13節の特定健診委託料の1,561万9,505円があります。

330ページをお願いします。2項、保健事業費。1目、保健衛生普及費、支出済額159万8,031円。主なものとして、13節の共同電算委託料があります。

9款、1項、基金積立金。1目、国保積立金、支出済額9,000円。

11款、諸支出金。1項、償還金及び還付加算金。1目、一般被保険者保険税還付金、支出済額168万3,200円。

332ページをお願いします。2目、退職被保険者等保険税還付金の支出はありません。

3目、一般被保険者償還金、支出済額1,780万2,509円。前年度比1,203万2,298円の減。これは、平成27年度の国保連合会の決算での精算金です。御船町から国保連への戻入ということになります。平成27年度においては、平成26年度退職者医療交付金の返還金の収入が1,100万円ありましたが、平成28年度はありませんでしたので、その分が減となっています。

4目、退職被保険者等償還金、5目、一般被保険者還付加算金、及び6目、退職被保険者還付加算金の支出はありません。

2項、繰出金。1目、一般会計繰出金の支出はありません。

12款、1項、1目、予備費の支出もありません。

以上、歳出合計29億651万4,662円です。

336ページをお願いします。実質収支額です。1億2,579万2,771円です。こちらは平成

28年度への繰越財源となります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） 312、313ページ、繰入金です。若干説明はあったんですがわかりにくかったので、この中で法定内繰入金、法定外、それぞれ幾らになりますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

法定内繰入金が、一番上の保健基盤安定繰入金から、その下の財政安定化支援事業繰入金、これまでが法定内繰入金となりまして、合計が、1億9,354万7,389円となります。それから、法定外繰入金が、下の2つの健康診査費等繰入金と、その他繰入金を合わせて7,375万3,000円。こちらが法定外繰入金となります。

○5番（福永 啓君） 一般質問でも触れました制度改正により、この法定外繰入金、これはどのようにすると想定されていますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

一般会計からの法定外繰入はしない方向で県は考えているところですが、保険税が大幅に増加される場合には対応可能となります。

○5番（福永 啓君） ですから、法定外繰入は基本的にはしてはいけないという指導があって、ただ、それをしないことによって、その町によってすごく高くなる場所がある。そういうときはしてもいいよという話です。それは主観的に、・・・激変緩和措置とかいう答弁の中にあったんですが、例えば激変緩和措置、5年なのか10年なのかというのがはっきりわかりませんが、その間だけはしていいよという話なんですか。それとも、制度改正以前に比べて変わったときには、そういう激変緩和措置の期間にかかわらず、していいよという話になっているのか、そこらあたりはちょっとわかりますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 基本的に、一般会計繰り入れは、厳しくなっていますので、激変緩和措置、10年ぐらいで徐々になくす方向で考えております。激変緩和措置も会計繰り入れもすべて10年間をめどに徐々になくすという感じですか。

○4番（中城峯英君） お尋ねします。

歳入は保険税の減免とありましたから、1億1,600万円減少しています。国庫支出金が前年度よりも1億7,000万円増加しておりますので、一般会計からの繰り入れも逆に前年度比で1,300万円減少しています。一般会計には影響はなかったということで、ありがたいこ

とですけれども、国庫支出金が増額されていますが、これはどのような取り組みをされて、増額されておりますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

保険税の減免と、医療費の免除分が全額補助となっております。医療費の免除を1億3,100円が免除になっている分、その分全額が国庫補助されています。すみません、お待たせしています。

○4番（中城峯英君） ですから、私がお尋ねしたいのは、そういったことが免除になっていると。この1億7,000万円増えたのは、余っても本当じゃないんですか。やっぱり国にこういう免除とか、いろんな資源を生かして、歳入は減ったから、こういったのをちゃんと書類で上げると本当じゃないでしょうか。そういったことを聞きたいんです。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 免除になった分は申請により国から来ている。そして申請によって上がってきています。

○4番（中城峯英君） 町税も不納欠損額が増えていましたけれども、健康保険事業も不納欠損額が922万円の前年度に比べ430万円増加しております。これは地震によって、この町税の、これは関連するんでしょうけど、町税を払わない人は・・・これは何の影響でしょうか。

○税務課長（宮崎 靖君） 保険税につきまして、歳入の減免、それから不納欠損については、税務課が担当になりますので、そちらからお答えいたします。

町税でも答えましたとおり、これはちゃんとした不納欠損処理を行いまして、この減額になったもので、逆に去年は滞納処分というのは、差し押さえとか実施いたしませんでした。そういう関係で、公的に落としていいという形も、昨日もお答えしたんですけれども、町長決裁を待って、不納欠損というのを地方税法に基づく不納欠損を行って、増えたということで、これについても、来年、再来年もこういう少しずつ増えて、5年は増えていくだろうという予想をしております。

○4番（中城峯英君） 私が聞きたいのは、回収努力をちゃんとしよつとですかということなんです。それは、昨日見せてもらいましたが、そういうのは町長決裁でできますということなんだけれども、ちゃんと回収努力を何年かされて、どうしても取れないと、昨日言うたでしょう、企業は3年間回収努力を記録にとって、税務署が認めんとできませんよと、安易にはなっていないと思いますけれども、そういった努力をちゃんとされていますかとい

うことをお尋ねしています。

○**税務課長（宮崎 靖君）** 行っております。これにつきましては、郡内でも、預金差し押さえ、それから搜索、生命保険料、自動車の差し押さえ、そうしたものを行っております。ただ、去年は普通の差し押さえ等は災害がありましたので行っておりませんが、毎年行っております。努力というか、最善の努力を行っているものと、税務課長としては思っております。

○**4番（中城峯英君）** それは承知しております。もう数年前に、私が区長をしようとしたときも、上位にランクされていますよね。そういったのは承知しておりますが、地震になったから差し押さえもしなかったということだけでも、そういうところは、地震があつて同情もされておるでしょうけれども、安易に行かれとらんのであれば、いいです。そういう状況ですからそれ以上は申し上げませんが、今後ともそういった回収努力に努めていただきたいと。頑張っておられるのはようわかって質問しておりますので、よろしくお願いします。

○**議長（田端幸治君）** ほかに、質疑はありませんか。

○**町民保険課長（宮崎尚文君）** 先ほど中城議員からお尋ねがあつた件、医療費の免除分1億235万6,000円と、保険税の分がさっき申しましたけれども、8,101万円ぐらい、この両方が補助となっています。

○**議長（田端幸治君）** これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（田端幸治君）** 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、「平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○**議長（田端幸治君）** 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

お諮りします。

ここで、午後1時まで休憩したいと思います。午後1時より会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第3、認定第3号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○福祉課長（道山敏文君） 介護保険特別会計を説明します。350ページをお開きください。歳入。1款、保険料。1項、介護保険料。1目、第1号被保険者保険料2億5,373万3,030円。災害減免により、昨年度よりも約7,700万円減収となりましたが、その減収分国庫支出金で補填されています。1節の特別徴収は、年金天引きによるもの、3節、普通徴収は、納付書払によるもの、4節は過年度分となります。

2款、使用料及び手数料。1項、1目、総務手数料3万3,816円。

3款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、介護給付費負担金3億360万4,104円。

2項、国庫補助金。1目、調整交付金1億8,132万4,000円。この調整交付金で介護保険料、介護サービス利用料の災害減免分のほとんどが補填されています。

次のページをお願いします。2目、介護保険事業費補助金、収入はありません。これは当初介護保険特別会計、歳入で計上した648万円を一般会計歳入に組み替えたものです。

3目、地域支援事業交付金（介護予防事業）1,957万5,800円。4目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）966万8,490円。7目、介護保険災害臨時特例補助金602万1,000円。これは、介護保険料、サービス利用料、災害減免分の一部補助金です。

4款、1項、支払基金交付金。1目、介護給付費交付金4億2,706万7,000円。2目、地域支援事業支援交付金1,805万5,000円。

5款、県支出金。次のページをお願いします。1項、県負担金。1目、介護給付費負担金2億3,517万6,350円。

3項、県補助金。1目、介護保険事業費補助金44万2,000円。2目、地域支援事業交付金（介護予防事業）914万9,250円。3目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事

業) 483万4,245円。

6款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、利子及び配当金13万4,922円。

7款、繰入金。1項、一般会計繰入金。次のページをお願いします。1目、介護給付費繰入金1億9,925万円。2目、その他一般会計繰入金7,320万9,000円。昨年度よりも2,200万円増収となっていますが、これは、2節の事務費繰入金4,028万2,000円の介護予防拠点、公民館3カ所の災害復旧工事費及びコミュニティセンターひばり荘の改修工事費、約1,100万円の増が要因です。公民館災害復旧工事費は6分の5国庫負担、コミュニティセンターひばり荘改修工事費は100%国庫負担となります。

3目、地域支援事業繰入金(介護予防事業)885万2,000円。4目、地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)477万1,000円。5目、保健基盤安定繰入金408万6,000円。

8款、1項、1目、繰越金、次のページをお願いします。8,529万5,839円。

10款、諸収入。1項、サービス収入。1目、居宅支援サービス費収入530万500円。

2項、1目、介護予防事業収入68万600円。

3項、延滞金、加算金及び過料。1目、第1号被保険者延滞金3,618円。2目、第1号被保険者加算金、収入はありません。

5項、3目、雑入5万6,594円。次のページをお願いします。歳入合計18億5,032万4,158円。

次のページをお願いします。歳出です。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費3,149万6,345円。主なものは人件費です。

次のページをお願いします。2項、徴収費。1目、賦課徴収費109万9,324円。主なものは、12節、保険料納付書郵送料などの通信運搬費87万4,620円です。

3項、介護認定審査会費。1目、認定調査等費1,058万1,431円。主なものは、12節、主治医意見書作成料616万881円です。2目、認定審査会共同設置負担金522万1,000円。これは、上益城広域連合で設置する要介護認定審査会の御船町負担金です。

2款、保険給付費。次のページをお願いします。1項、1目、介護サービス等諸費14億854万663円。2項、1目、支援サービス等諸費4,066万6,760円。この1項、2項が保険給付費となります。保険給付費の伸びは、要介護者数に比例して、平成26年度が横ばい、平成27年度は減額となりましたが、昨年度は震災による要介護者70人増に伴い、約5,000万円増となりました。

3 項、その他諸費。1 目、審査支払手数料130万677円。

4 項、高額介護サービス等費。1 目、高額介護サービス費2,349万2,787円。2 目、高額支援サービス費1万3,372円。

5 項、高額医療合算介護サービス等費。1 目、高額医療合算介護サービス費346万2,551円。次のページをお願いします。2 目、高額医療合算介護予防サービス費8,018円。

7 項、特定入所者介護サービス等費。1 目、特定入所者介護サービス費7,185万1,380円。2 目、特定入所者支援サービス費10万2,470円。

3 款、地域支援事業費。1 項、総務管理費。1 目、一般管理費2,739万3,747円。次のページをお願いします。主なものは、15 節、介護予防・生活支援拠点整備工事費、ひばり荘トイレ改修費等600万9,865円。同じく、熊本地震に伴う介護予防拠点災害復旧工事費、下高野集会場、木倉公民館、陣多目的集会場782万3,894円です。

2 項、介護予防・日常生活支援総合事業。1 目、介護予防・生活支援サービス事業費5,206万4,718円。次のページをお願いします。主なものは、13 節、いきいきトレーニング教室委託料494万1,419円。同じく、元気が出る学校委託料344万2,360円。19 節、第 1 号通所事業負担金1,938万7,386円、同じく、第 1 号訪問事業負担金1,346万3,785円です。

2 目、一般介護予防事業費1,341万6,482円。次のページをお願いします。主なものは、13 節、元気クラブ・介護サポーター養成講座委託料614万4,354円です。

3 項、包括的支援事業・任意事業。1 目、包括的支援事業1,978万1,870円。次のページをお願いします。主なものは、13 節、生活支援コーディネーター設置委託料283万5,106円です。2 目、任意事業138万1,295円。次のページをお願いします。主なものは、20 節、成年後見制度利用支援事業後見人報酬48万円です。

4 款、1 項、基金積立金。1 目、介護給付費準備基金積立金13万4,922円。

5 款、諸支出金。1 項、償還金及び還付加算金。1 目、第 1 号被保険者保険料還付金24万9,634円。2 目、償還金3,936万8,973円です。次のページをお願いします。3 目、第 1 号被保険者還付加算金、支出はありません。

6 款、1 項、1 目、予備費、支出はありません。

歳出合計17億5,162万8,419円。介護保険事業特別会計決算は以上です。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第4、認定第4号、「平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○町民保険課長（宮崎尚文君） それでは、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明します。392ページをお願いします。1款、1項、後期高齢者医療保険料。1目、特別徴収保険料、収入済額6,062万8,300円。熊本地震による半壊以上の世帯に対する減免による減となっています。2目、普通徴収保険料、収入済額2,743万1,400円。こちらも同じく熊本地震による減免です。

2款、使用料及び手数料。1項、手数料。1目、督促手数料、収入済額1万6,900円。

3款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、事務費繰入金、収入済額1,061万円。2目、保険基盤安定繰入金、収入済額6,793万8,095円。

394ページをお願いします。4款、1項、1目、繰越金、収入済額803万8,932円。

5款、諸収入。1項、延滞金、加算金及び過料。1目、延滞金と2目、過料の収入はありません。

2項、償還金及び還付加算金。1目、保険料還付金、収入済額3万3,600円。2目、還付加算金の収入はありません。

3 項、受託事業収入。1 目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、収入済額376万2,099円。

396ページをお願いします。4 項、4 目、雑入の収入はありません。

以上、歳入合計 1 億7,845万9,326円。

引き続き歳出を説明します。398ページをお願いします。

1 款、総務費。1 項、総務管理費。1 目、一般管理費、支出済額942万4,557円。主に職員1名の人件費です。

2 項、1 目、徴収費、支出済額53万2,030円。

2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億5,802万7,195円。これは、後期高齢者医療保険料が熊本地震で減免となった分、広域連合への納付金が減ったものです。

400ページをお願いします。3 款、保健事業費。1 項、健康保持増進事業費。1 目、健康診査費、支出済額307万2,799円。2 目、健康増進費、支出済額20万6,000円。

4 款、諸支出金。1 項、償還金及び還付加算金。1 目、保険料還付金、支出済額 3 万3,600円。2 目の還付加算金の支出はありません。

2 項、繰出金。1 目、一般会計繰出金の支出はありません。

5 款、1 項、1 目、予備費も支出はありません。

以上、歳出合計 1 億7,129万6,181円。実質収支716万3,145円です。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、「平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第5、認定第5号、「平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○商工観光課長（作田豊明君） 続きまして、緑の村運営事業特別会計歳入歳出の決算の説明をいたします。412ページをお願いします。まず、収入から御説明いたします。1款、1項、入場料。1目、緑の村入場料です。収入済額は63万800円です。

2款、1項、使用料。1目、緑の村施設使用料、収入済額は109万6,440円です。入場料、使用料につきましては、震災の影響により4月24日から営業を開始しておりますので、前年度比が346万8,620円の減額となっています。

4款、繰入金。1項、1目、一般会計繰入金、収入済額は1億3,563万9,000円です。主なものとしましては、吉無田高原キャンプ場施設整備事業繰入金の1億2,331万6,000円です。

5款、1項、1目、繰越金です。収入済額は前年度繰越金73万804円です。

414ページをお願いします。6款、1項、諸収入。1目、雑入です。収入済額は1万6,046円の雑入です。行政財産使用料としまして3件分となっています。

次に、歳出の説明を行います。416ページをお願いします。

1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費です。支出済額は1,304万896円です。主な支出としましては、1節、非常勤職員の3名分の報酬449万3,840円です。それと、正職員1名分の人件費及び、7節、作業員賃金197万2,620円です。419ページをお願いします。15節、工事請負費の管理センター屋根補修工事32万9,518円です。

4款、1項、1目の予備費については、一般管理費へ27万3,000円の充用をしております。

以上で、緑の村運営事業特別会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、「平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第6号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第6、認定第6号、「平成28年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算について、説明をします。430、431ページをお願いします。

まず、歳入からです。1款、分担金及び負担金。1項、負担金。1目、受益者負担金、収入済額638万4,950円。

2款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、下水道使用料、収入済額1億411万705円。2項、手数料。1目、総務手数料、収入済額14万2,200円です。

3款、国庫支出金。1項、国庫補助金。1目、土木費補助金、収入はありませんでした。

次のページをお願いします。2項、国庫負担金。1目、災害復旧費国庫負担金、収入済額2,140万6,000円です。これは、下水道災害復旧費国庫補助金です。

4款、繰入金。1項、一般会計繰入金。1目、一般会計繰入金、収入済額2億4,999万7,000円です。

5款、繰越金。1項、繰越金。1目、繰越金、収入済額267万3,435円です。

6款、諸収入。3項、雑入。1目、雑入、収入済額7万1,240円です。

7款、町債。1項、町債。次のページをお願いします。1目、土木債、収入済額6,000

万円。2目、災害復旧事業債、収入済額1,160万円です。

歳入合計、4億5,638万5,530円です。

次のページをお願いします。歳出です。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費、支出済額3,759万2,251円です。主な支出は、2節の給料で、一般職の給料が1,307万8,655円です。13節、委託料で、下水道使用料の徴収検針委託が291万8,000円です。次のページをお願いします。27節、公課費の消費税納付金が566万3,000円です。

2項、浄水センター管理費。1目、浄水センター管理費、支出済額6,536万3,163円です。主なものは、11節、委託費で光熱水費が1,139万1,468円です。次のページをお願いします。13節、委託料で、浄水センター維持管理業務委託が2,795万6,880円です。

次のページをお願いします。2款、施設整備費。1項、公共下水道費。1目、公共下水道建設費、支出済額4,364万2,749円です。次のページをお願いします。主なものは、13節、委託料で、熊本地震災害に係る委託料と、15節の工事請負費で、熊本地震に係る災害復旧工事費となっております。

次のページをお願いします。3款、公債費。1項、公債費。1目、元金、支出済額2億2,160万7,228円です。これは、地方債の元金の償還金です。

2目、利子、7,492万7,119円です。これは、地方債の償還金利子です。

4款、予備費。1項、予備費。1目、予備費、支出はありませんでした。

歳出合計4億4,313万2,510円となっています。

次のページをお願いします。実質の収支は1,318万8,020円でした。

以上、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、「平成28年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第7、認定第7号、「平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（吉本敏治君） では、決算書458ページからお願いします。まず、歳入です。1款、分担金及び負担金。1項、負担金。1目、加入者負担金です。収入済額444万5,720円です。加入者負担金の現年度分です。2目、撤去工事負担金5万1,410円。撤去工事に伴います負担金です。3目、移設負担金18万5,120円です。

2款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、財産貸付収入です。5,188万5,414円です。

2目、利子及び配当金9,741円。

3款、繰入金。1項、基金繰入金。次のページをお願いします。1目、基金繰入金750万9,000円です。

4款、繰越金。1項、1目、繰越金510万9,800円です。

5款、諸収入。1項、雑入。2目、弁償金です。2万1,600円、端末装置破損負担金として受け入れをしております。

以上、歳入合計が6,921万7,805円です。

次に、462ページをお願いします。歳出です。1款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費6,714万8,796円です。主なものにつきましては、13節、委託料が合わせて3,604万9,737円です。続きまして、15節、工事請負費2,177万237円です。

次のページをお願いします。2款、予備費。1項、1目、予備費です。予備費から30万円、一般管理費へそれぞれ充当をしております。

支出済額合計6,714万8,796円となっています。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） 情報通信特別会計なんですけど、以前にも指摘いたしましたが、この特

別会計の決算のみ、人件費が含まれていません。ほかの特別会計は全部人件費が含まれています。それはなぜですか。

○総務課長（吉本敏治君） 情報特別会計につきましては、平成23年度からの開始になっておりますけれど、その当時、この情報特別会計についての人件費の張り付けはなかったと、その当時の判断だと思っております。

○5番（福永 啓君） 私が一般質問のときに、例えば町営住宅の会計について質問しました。その際に500万円ぐらいの黒字と、これは一般会計の中でやっていっちゃること、500万円の黒字ということがありました。その計算をするときは、これは人件費等は、町営住宅も一般会計の中の町営住宅の会計には人件費は含まれておりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町営住宅の使用料は住宅管理費の中に充当しております。その中には人件費を含んでおります。

○5番（福永 啓君） このように、やはり一般会計の中ですら、そういう独立した、ある程度独立性を持って計算しなければならないような事業については、人件費を含んでいるわけです。この特別会計において、人件費が含まれていないというのは、これは本当に異例中の異例の措置だと思います。仮にこの決算なんですけど、他の特別会計と同様、そういう一般会計の一部の会計と同様、人件費が入っていた場合なんですけど、既にもう人件費ですから、大体社会保険料とか積立金とかが出てきますので、1人入れても600万円とかぐらいにはなってしまうと思います。そうしますと、1人入れた場合でも、もう既に、この決算ぐらいから赤字になってしまっているのじゃないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

まず、平成28年度の実質収支を見てみますと、206万9,009円の黒字となっているわけですが、ここに人件費、職員を仮に1人充てたとしても、年齢にもよりましようけれども、共済費まで含めて500~600万円程度、今おっしゃったとおりぐらいの金額がかかる可能性はあります。したがって、その数字を引きますと、300~400万円の赤字が生じると。その分は一般会計からの繰り入れなしで、特別会計における繰り入れで収支を合わせるということになると思います。

○5番（福永 啓君） そうなんです。私が以前から隠れ黒字、隠れ赤字と言っていた部分なんですけど、そのような形で、ある意味では人件費を計上しない会計の異例の措置の特別

会計の中で、やっとな積み上げてきていた基金なんです。それが、この会計の前で、平成28年度決算前では2,500万円程度だったものが、既に700万円程度この決算で取り崩されております。しかも、本議会で予定されております補正予算、これにおきまして1,000万円を超える、また基金の取り崩しが予定されております。そうしますと、もう300万円しか残らないと。本来基金は、議会答弁では機器の更新費用として使うことになっておりました。センター局機器更新料、これが議会の答弁では1億5,900万円程度と、耐用年数が10年です。もうあと4年しかないです、耐用年数には。光ファイバーの敷設替え、これが5億2,000万円、これが耐用年数20年と計算しているものですので、あと14年ほどですか、電柱、これは5,200万円、これは耐用年数はわからないんですが、そういうふうなのが今後予定されているのに使うとなっていたんです。これはどう考えても、現状では全く足りません。これは、どうなっていくんですか。足りない場合は。

○総務課長（吉本敏治君） 機器の更新費用が多額になるというのは、私も間違いないと思っております。更新の時期になったらですね。そのために少しずつの積み立てということでの考えだったんですけれども、なかなか思うように積み立てができなかったと。平成29年度におきましても、キャンペーン等を実施しまして、かなりの加入者があったんですけれども、それと同時に工事費が発生します。もちろん委託料も発生します。その関係があつて、入ってはきますけれども、出ていくものも多いということになります。

今後については、このままこの特別会計で町が運営主体となって運営を行っていくということになれば、当然一般会計からの繰入金等を行う必要が出てくると思っております。

○5番（福永 啓君） 加入者数は増えているんです。そして、努力をやって増やしていってしまっていると思います。当初の予定、一番最初の予定のときよりも逆に多いぐらいです。しかし、それでもこういうような会計の状況になってしまいました。やはりこれは、最初の設定自体が非常に誤った設定になっていたと思わざるを得ないんです。さっき課長もおっしゃっていましたとおり、このままでは、町に多額の負債がかかってくる、将来的に多額の負債がかかってくる恐れがございますので、売却を含めて、何とか最少限度に押さえられるような努力をお願いしたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 今の関連でもありますけれども、地域情報通信基盤システム基金から750万円繰り入れをされております。これは歳出が増えたから基金からの繰り入れになって

おりますけれども、平成27年度はなかったんですが、やはり地震による歳入不足ということで、これを繰り入れたんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今おっしゃったとおりです。平成28年度中にこの地震に係る取り扱いについて、条例の改正を行いまして、減免措置を行いました。したがって、移転とか、そういったものについての費用負担を求めないという条例を改正しました。

その後、当然工事は出てくるわけです。工事は実質費用はかかります。しかし、それに伴う歳入は減免したということで、歳入は減る一方で支出は増えるということで、この750万円程度は取り崩しをして、その費用に充てなければならなかったという事情がございました。そういったことになります。

○4番（中城峯英君） こういった場合、一般会計からの繰入金はもうほとんど変わっていませんが、一般会計の繰入金は変わらずに、基金から不足分は繰り入れるというやり方をされているんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 一般会計からの繰り入れというものはありません。この決算書を見ていただければわかると思いますけれども。すべて基金に積み立てていたものから、基金を取り崩してその費用に充てたということで、一般会計からの繰り出し、一般会計からの繰り入れというのは行っていません。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。ほかの特別会計はみんなあるので勘違いしておりましたが。

では、この基金の残高は今幾らあるんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 決算書の468ページを御覧いただきたいと思います。この数字はあくまでも平成28年度末の数字でありますので、1,818万7,000円、前年度末が2,500万円ほどあったんですけれども、750万円取り崩しましたので、平成28年度末で1,818万7,000円ということになります。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、「平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第8号 平成28年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第8、認定第8号、「平成28年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について」を議題とします。

説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、御船町水道事業決算について、説明をいたします。

決算書の11ページをお願いします。収益費について説明します。まず収入からです。

1款、水道事業収益。1項、営業収益。1目、給水収益2億2,486万2,968円です。これは、上水道、簡易水道の水道料金になります。2目、その他の営業収益1,120万6,123円です。これは、水道加入金、開栓手数料等になります。

次のページをお願いします。2項、営業外収益。1目、国庫補助金1,987万5,000円です。これは、熊本地震の応急事業費にかかる国庫補助です。2目、受取利息及び配当金です。24万8,298円。預金利息です。3目、他会計補助金2,334万1,000円です。これは、他会計からの繰入金です。4目、長期前受金戻入3,539万4,260円です。6目、雑収益557万1,631円です。これは、第3水源の自主電源落雷による保険金です。

3項、特別利益。1目、過年度損益修正益29億1,067万4,032円です。これは、制度改正に伴います固定資産台帳の整備によって過年度の修正益が出ております。

収益的収入合計32億3,117万3,312円です。

次のページをお願いします。支出です。1款、水道事業費用。1項、営業費用。1目、原水及び浄水費3,190万4,944円です。主なものは、5節の委託料で、水質検査委託料が261万8,460円、7節の修繕費で、水源地及び浄水施設等修繕費等が、上水道で502万6,104円、8節の動力費で、上水道・簡易水道の電力、電気代です。

次のページをお願いします。2目、配水及び給水費6,130万127円です。主なものは、4

節の修繕費で、配水池及び送配水管修繕です。

3目、総係費6,679万3,001円です。主なものは、1節の給料で職員の給料。次のページをお願いします。13節、通信運搬費、施設専用回線電話料が481万4,016円、14節、委託料、メータ検針委託料が550万8,570円です。同じく、御船町水道事業譲受届書作成業務委託が588万6,000円です。19節、負担金及び補助金で、熊本地震応急給水費用応援自治体への経費負担が2,187万82円です。

4目、減価償却費1億6,701万544円です。次のページをお願いします。

5目、資産減耗費139万4,886円です。

2項、営業外費用。1目、支払利息及び企業債取扱諸費3,633万493円。これは、企業債償還利子です。

3目、諸支出233万2,381円。これは、消費税確定に伴う追加調整額です。

3項、特別損失。2目、過年度損益修正損26億2,380万8,953円です。これは、制度改正に伴います固定資産税等の整備に伴います過年度収益の修正損です。

収益的支出合計29億9,087万5,329円です。

資本費で説明いたします。まず、収入です。1款、資本的収入。5項、繰入金。1目、他会計繰入金1,716万3,000円です。これは、一般会計からの繰入金です。

資本的収入合計1,716万3,000円です。

次のページをお願いします。支出です。1款、資本的支出。1項、建設改良費。1目、送配水工事費723万円です。2目、機械及び装置等購入費584万202円です。これは、主なものとして、干無田配水池流量計の改修で343万4,400円となっております。

2項、企業債償還金。1目、企業債償還金1億1,579万6,817円。

資本的支出合計1億2,886万7,019円となっております。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（塚本勝紀君） 監査委員の意見書、12ページ、この説明をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

指摘事項の中で、職員の認識の向上に努められたいということだと思いますが、処理、帳簿等について、見落としとかそういうのがあったと見受けられ、今後そういうことがないように、職員で質の向上に努めてまいりたいと指導をしております。

○9番（塚本勝紀君） あまりにも何か簡単に見積書、納品書や請求書におかしいところがあ

りますけど、どういうことでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） 納品書、見積書等で、記載漏れ等が多々あったということで、今回熊本地震等でかなりの、修繕等で見積書を取って、その中で、見積書の中に記載漏れ等が幾つかありましたので、そのことについて、業者等にも指導いたしまして、今後記載漏れがないように指導していきたいと思っております。

○町長（藤木正幸君） 監査でも御指摘いただいております。今後、職員の指導のほう、徹底してまいりたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかにありませんか。

○4番（中城峯英君） 法改正に伴う資金会計基準の変更、適用ということで、資産の貸借対照表と固定資産管理が組み替えを行って、修正益が3億円と出ています。これは、その法改正もなただけけれども、これはどういう狙いで法改正になったのですか。一気に3億円という大きな金が修正益で上がってきているから。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の法制度改正というのは総務省からの、企業会計に伴いまして、修正を、見直しを行ったということだったのですが、この中で、固定資産台帳を、昭和42年から平成27年までをすべて既に台帳を作成してあったのを、またその時点に戻って、今度の新しい体制によった計算をし直して積み上げたものが、こういう修正益として出ております。

○4番（中城峯英君） ということは、この数字がこれからは資産の残高として残っていくわけですね。これをずっと通していくということで、その結果が組み替えたことによって、2億9,000万円ぐらいが、何もせんで増えたという、数字のマジックのような気がいたしますけれども、それをベースにしてこれからやっていくということでよろしいですね。

○環境保全課長（緒方良成君） 今お話のとおり、これからこれが新しい数字として、これを使っていいとなります。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） お尋ねですけれども。まず11ページの水道料金のところちょっと見てください。金額は約2億2,400万円になっております。備考欄に4つ書いてありますけど、その一番上の右側はこれのトータルとなるのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 金額の欄は消費税抜きの額になっております。そして備考欄は消費税込みの額となっておりますので、そこで消費税込みの額でちょっと金額が多くな

っております。表示しております。

○2番（森田優二君） わかりました。それは、説明の一番冒頭に言うてもらわないと、右と左が合わずにですね。それと、もう1つ、加入金のところで、これは13ミリ、20ミリ、また13から20ミリというところで書いてありますけれども、先ほど質問しました給食センターの水道事業の加入金、これはどこに来るんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 給食センターの加入金につきましては、ちょっとここに資料を持っておりませんので、後からまた報告させていただきます。

○議長（田端幸治君） 森田議員、いいですか。

○2番（森田優二君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、「平成28年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第19号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第9、議案第19号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。議案第19号です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第20号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第20号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第21号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第21号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第12、議案第22号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 趣旨説明の中で、3社にプレゼンテーションをしてもらって、その中で選定委員会で決めたということですが、そのプレゼンテーションの内容等は公表はしないのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） プレゼンテーションの内容ということですが、審査会において評点を付けているわけです。それを全部に公表するかどうかについては、まだ決定しておりません。それぞれの事業者からの情報開示請求等につきましては、その社の分のみについて情報開示をしておりますが、これにつきましては、一次審査、二次審査併せて行っておりますので、内容についての公表については、まだ議会の議決を経ておりませんので、まだそこまでは決定しておりません。

○4番（中城峯英君） まだ決定はしていませんけれども、どのような内容が決め手となって、何か幾つかおっしゃいましたよね。いろんな御船町の地域の事情に即した提案だということをお話しされましたが、もう一度お願いしたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） まず、一番最初に業者を募る際に、こちらで選定基準、求める技術の要件等を定めたものを、ホームページ等で公開しております。それに基づいて、それに適合するところから申し込みを受けたと。これはかなりの項目になっておりますので、ちょっと今ここで説明するということはできませんけれども、それに該当するところが応

募してこられたと。

そして、まずその応募についての書類審査を行う。それが第一次審査ということになります。その基準点を定めておりましたので、それをクリアされたところの3社について、最終的に提案のプレゼンテーションを行っていただいたと。それは、審査員がすべて立ち会いまして、質問等、質疑等を行いながら、そのことのプレゼンテーションを進めていったと。そして、全員で要件をつけたという内容になります。

○4番（中城峯英君） 町民みんなが待ちに待った防災無線ですから、ぜひ早くすすめていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） この防災行政無線です、大変町民の方々からも関心が高い部門でございます。今提案されて、今回仮契約されておりますシステムなんですが、概要です、例えば屋外のスピーカーを付けるとか、各集落に付けますとか、室内の受信機はどのような方に付けますとか、そういう簡単な概要を御説明いただきたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、事前に、この議案第22号につきます説明資料をお手元に見ていただきたいと思います。この資料に基づきまして概略を説明させていただきます。

まず、1ページをめくっていただきますと、システム稼働に至るまでの工程表をそこに付けております。その一番左側、運用方法の次に、基本設計の部分がずらっと下に並んでおります。その横に数を記載をしておりますが、まとめて一式でやったり何本でやったり何台でやったりという単位で記載をしております。おおむねこのような工事を、それ以降右側に工程表を示しておりますとおりです。

それから、グラフの途中、表の途中で折れ線グラフが付いているかと思えます。工事の進捗ということで右側にそのパーセンテージが図示してあります。したがって100%に達するのが平成30年12月頃と、この頃をめどにおおむねシステムの工事についてを完成させたいと。それから、運用の実施、試験等を並行的に行いながら、平成31年4月からの本格の運用開始を目指していくと。一部その前に運用できるものもありますので、そういったものは先に進めていきたいということで考えているところです。

あとは、その以降にも、3ページほど付けておりますけれども、これは今議案として上げております業者がプレゼンテーションの中で提案をし、これが採用されたというものになります。

○5番（福永 啓君） では、個別にすみません、2件ほど。

まず、戸別受信機の設置が3,000台予定されているみたいですね、これを見ますと。どのような方に今現在は戸別受信機を配布もしくは設置しようと考えていらっしゃるのか、基準がありましたら。

○総務課長（吉本敏治君） まず、これはこちらから提示をして求めた台数であります。これを上限として考えております。基本的にスピーカーから音声を出すわけですがけれども、今後、音達調査、音はどこまで届くか、そういったものも進めていきます。その中で、非常に入りの悪いところとか、入りやすいところとか、いろいろ出てくるかとは思いますがけれども、基本的には公共施設ですとか、あるいは高齢者の世帯、あるいは障がいを持った方の世帯、それから特に耳に障がいを持った方とか、サイレンやスピーカーが聞こえないといった方々等につきましては、文字による戸別受信機で、夜こういった情報の伝達、そういったことも考えなければなりませんので、調査が進むにつれて、この数を上限として考えておりますので、これから減っていくと、減らしていくということで考えたいと思っております。少なくとも最小限必要な部分ということで、申し出をしております。

したがって、こういった数字が、今掲げているものと、最終的に実施設計の段階で調査が済んだ後、実施設計の段階の数の移動が出てくると思います。したがって、当然金額に移動が出てきます。その際にはその数字がある程度固まった時点で、また議会への議案を提出するということが必要になってくると考えております。

○5番（福永 啓君） 私も視察に一緒に行ったんですが、その際に、宇土市では、戸別受信機が400台だったんです。御船町が一番最初、最高として3,000台予定していらっしゃる。これは随分台数が多いなと思って、それだけ手厚く、障がい者世帯ですとか、そういうところに配られるのではないかなと感じました。

あと、これではわからないところがあと1件、維持管理費、10年でも20年でも、1年当たりの維持管理費はどれぐらいが見積もられていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、手元に資料がありませんけれど、記憶しているところでは、維持管理費と保守費、合わせまして10年間でそれぞれの業者から提案をしてもらったのですが、大体この中では1年間当たり500万円から600万円程度で10年間で推移していくと。ただ、それについては、さっき言いましたように、整備を行う個数ですとか、そういったものについて、そういったもの次第でまた変わってきますので、そこらあたりについても

上限として考えておりますので、減額の方でということで、我々は考えているところで
す。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第23号 御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第23号、「御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の  
制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、「御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」  
を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第24号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（田端幸治君） 日程第14、議案第24号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第25号 御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び  
活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第15、議案第25号、「御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、「御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時15分 散 会